

東海3県「食×農」応援基金（2027年度） 募集要項

2026年9月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

日本における食料自給率は年々低下傾向にあり、40%前後（カロリーベース）と主要先進国のなかでも最低の水準であることが知られています。また、農業人口の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大といった課題が進行し、さらに、自然災害や国際情勢による輸入依存へのリスクが高まっており、地域レベルでの食料確保・自給自足体制の構築が急務となっています。地域における農業活動や自給自足の取り組みを支援することで、持続可能な食料生産体制の確立、環境保全、食文化の継承、地域活性化を目的とします。

食農活動を行う団体及び農業に励む農家のみなさまからのご応募をお待ちしています！

助成額

※補助率等の制限はありません。1団体（農家）の応募は1件までです。

1件あたり 50万円 以内

助成総額

500万円 程度

募集期間

2026年9月1日（火）～2027年1月5日（火）（※WEB申請 17:00締切）

助成対象

（1）助成対象事業 **東海3県内**※において実施される事業または活動で、以下の要件を全て満たしていること

① 地域の食と農業の活性化のために行われる(1)から(4)のいずれかの活動であること

- (1) 自給自足・地産地消の普及（耕作放棄地・遊休農地再生、就農・技術支援、農業体験、食農教育など）
- (2) 農福連携
- (3) 特産品・地域ブランドの開発、広報活動
- (4) その他上記目的を達成しようとする活動

② 応募者自らが企画・主催・活動するものであること

※東海3県…愛知県・岐阜県・三重県

（2）助成対象者 **東海3県内**に活動拠点を有する団体（法人格の有無は不問）※1 または農家※2

※1 応募時点で1年以上の活動実績があること

※2 認定農業者制度で認定された東海3県内の認定農業者（個人でもグループでも応募可能です。グループで応募する場合は、他のメンバーが認定農業者でなくても構いません。）

※ただし、以下に該当する個人・団体は除く

- 1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりをもつ個人・団体（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう）
- 2) 株式会社・合同会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る個人・団体

（3）助成対象期間 2027年4月1日～2028年3月31日

(4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

※家賃や通常の人件費等の経常費、振込手数料等の各種手数料には使用できません。

※関連団体、団体役員やスタッフの家族が経営している会社等への発注・支払いは助成金の対象となりませんのでご注意ください。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-syokunou2027> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

【団体・農家共通】

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロード
- ② 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- ③ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

【団体のみ】

- ④ 定款または会則 ※任意団体の場合は役員名簿やメンバー表も併せて提出してください。
- ⑤ 前年度（2025年）の決算書と事業報告書
- ⑥ 【非営利法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピー可）

【農家のみ】

- ④ 認定農業者制度における認定証の写し

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2027年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書もしくは電子メールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込口座の登録方法を案内しますので、期日までに振込口座を登録してください。登録後1ヶ月以内に、原則応募者（団体、農家（代表者））名義の指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 東海3県「食×農」応援基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。

- ① 助成事業報告書（指定書式）

② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

領収証は応募者（団体、農家（代表者））宛としてください。

・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （１）助成対象事業が完了しなかったとき
- （２）助成金を他の用途に利用したとき
- （３）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （４）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （５）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （６）募集要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 東海３県「食×農」応援基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】東海３県「食×農」応援基金_団体名」としてください）

